

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成30年5月22日(火) 午後7時00分～午後8時3分
場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

- 1 番委員 栢 沼 行 雄 (教育長)
2 番委員 和 田 重 宏 (教育長職務代理者)
3 番委員 萩 原 美由紀
4 番委員 吉 田 眞 理
5 番委員 森 本 浩 司

3 説明員等氏名

教育部長	内 田 里 美
文化部長	安 藤 圭 太
教育部副部長	友 部 誠 人
文化部副部長	石 川 幸 彦
文化部管理監	大 島 慎 一
教育総務課長	飯 田 義 一
学校安全課長	川 口 博 幸
教育指導課長	石 井 美佐子
生涯学習課長	樋 口 肇
図書館長	古 矢 智 子
青少年課長	吉 野 る み
教育指導課教職員担当課長	鈴 木 一 彦
学校安全課副課長	高 田 恭 成
学校安全課給食係長	市 川 慶 一

(事務局)

教育総務課総務係長	前 島 正
教育総務課主任	小 林 綾 野

4 報告事項

- (1) 青少年の体験交流事業等について (青少年課)
(2) 小田原市社会教育委員会議提言書について (生涯学習課)
(3) 給食費の口座引落としについて (学校安全課)
(4) 学校閉庁日の実施について (教育総務課)

5 議事日程

- 日程第1 議案第21号 小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて (図書館)
- 日程第2 議案第22号 小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則について
(教育総務課)
- 日程第3 議案第23号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について
(教育総務課)
- 日程第4 議案第24号 小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
について (教育総務課)
- 日程第5 議案第25号 小田原市役所支所設置条例を廃止する等の条例に関する意見の申
出について【非公開】 (生涯学習課)
- 日程第6 議案第26号 平成30年6月補正予算に関する意見の申出について【非公開】
(教育部・文化部)

6 議事等の概要

(1) 教育長開会宣言

栢沼教育長…本日の出席者は5人で定足数に達しております。

(2) 4月定例会会議録の承認

(3) 会議録署名委員の決定…和田委員、萩原委員に決定

栢沼教育長…それでは、議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。

議案第25号「小田原市役所支所設置条例を廃止する等の条例に関する意見の申出について」及び、議案第26号「平成30年6月補正予算に関する意見の申出について」は、平成30年6月小田原市議会定例会への提出案件でありますので、その性質上、これを非公開といたしたいと存じます。

本議案を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

栢沼教育長…御異議もありませんので、採決いたします。議案第25号及び議案第26号を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

栢沼教育長…全員賛成により、議案第25号及び議案第26号は、後ほど非公開での審議といたします。

(4) 報告事項 (1) 青少年の体験交流事業等について

(青少年課)

青少年課長…それでは御説明いたします。お手元の資料1を御覧いただきたいと存じます。

はじめに1の指導者養成研修事業「おだわら自然楽校 (OOTS)」ですが、本事業は地域・学校、青少年団体などで青少年健全育成の担い手として継続的に活躍できる青少年指導者の、発掘・育成・資質向上を目的とした研修事業でございまして、指導者に必要なコミュニケーションスキル、安全管理や企画・運営に関するスキル、野外炊事や自然観察などのアウトドアスキルなどを学ぶ研修事業です。

研修内容については、(1)の表にございますとおり、本年度も指導者としての素養を高めるために必要な知識や技術を学ぶ基礎研修4回と、より実践的な野外での自然観察などを体験しながら学ぶ特別研修4回の計8回となっております。

これらの参加者の実践研修の場として毎年夏休み期間に実施しております、「あれこれ体験 in 片浦」につきましても、本年度も引き続き実施してまいります。

次の、項目2から4にかけましては、市の委託事業として実施する体験交流事業で、参加対象者は、小学校5年生、6年生となっておりますが、実施する団体が異なりますことから目的や内容も異なっております。

2の青少年交流事業「チャレンジ アンド トライ」について説明いたします。

この事業は、(5)にございます、小田原市子ども会連絡協議会に委託するもので、各地区子ども会の代表児童が集まり、地域の子ども会活動などでリーダーとして活躍できるよう、各種プログラムを体験する事業です。

参加者は、各地区の子ども会から選出された小学6年生、42名を予定しております。

次に、3の地域少年リーダー養成講座「きらめきロビンフッド」です。

この事業は、資料裏面の(3)にございます、小田原市青少年育成推進員協議会に委託するもので、子供達が、新しい仲間と一緒に自然体験やキャンプスキルを習得する中で、シニア・リーダーズ・クラブやジュニア・リーダーズ・クラブとも交流を図り、地域で活躍できる「少年リーダー」としての自覚と行動力を身につけることをねらいとしています。

講座の内容は、(1)の表にございますとおり、8月に実施いたします2泊3日のキャンプを中心とした全4回の年間講座となっております、小学5、6年生を対象とし48名の定員となっております。

次に、4の地域・世代を超えた体験学習「あれこれ体験 in 片浦」です。

この事業は、(5)にございます、おだわら自然楽校の受講者で組織される「地域・世代を超えた体験学習実行委員会」に委託するもので、参加者である

小学5・6年生が、学校や学年を超えた仲間とコミュニケーションを図り、また、世代の異なる大人の指導者達と交流をしながら、創造性や自立心、豊かな人間性を育むことを目的とした2泊3日の宿泊体験学習です。

期日は、第1回目が7月28日～7月30日、第2回目が8月3日～5日の2泊3日となっており、例年定員を超える応募があることから、本年度は、各回とも12名、計24名増員しており、各回とも60名、合計120名を定員としています。また、実施場所につきましては、旧片浦中学校から片浦小学校に移りますが、内容については、例年同様、グラウンドにテントを張り宿泊し、野外炊事、キャンプファイヤー、体験型ウォークラリーなどを実施します。今後も子供達に、より多くの体験学習の機会を提供し、多くの子供達に参加してもらえるよう、内容の充実を図ってまいりたいと考えています。

以上で説明を終わります。

(質 疑)

萩原委員…「あれこれ体験 in 片浦」ですが、毎年人気が高くて、募集をしてもすぐに定員となりお断りすることがあると伺っており、昨年、お断りしてしまった方を、翌年は優先するような話がありましたが、その点はどうでしょうか。

青少年課長… 応募をいただいた実績がありますので、今年度も定員を上回るようでしたら、昨年漏れてしまった方は優先したいと考えております。

和田委員… 対象が5・6年生、6年生となっておりますが、リーダー養成的要素があると、一人が重複して受講することも考えられますが、把握はしているのでしょうか。

青少年課長… 体験学習を経験して、また再度チャレンジしたいということで二つ申込される方もいますが、たくさんの方がこういった事業に参加できるように配慮しております。

和田委員… 5・6年生が対象の事業は三つありますが、今年初めて参加される方にお勧めのコースの案内や、経験を積んだ方であればこの事業が良い等の助言はしていますか。

青少年課長… どちらが良いというお勧めはしていません。どちらも良い事業なので、対象の5・6年生にパンフレットを配布し、内容を比較したうえで選んでいただくようにしております。特に、地域少年リーダー養成講座につきましては、夏休みだけでなく、年間を通して4回行う講座となっておりますので、継続的に行う養成講座が良いのか、夏休み期間中のみ実施する「あれこれ体験 in 片浦」が良いのか選んでいただき、申込をいただいております。

栢沼教育長…今年度から旧片浦中学校から片浦小学校へ変更しており、旧片浦中学校では一切使用していなかった校舎等を本部にしていたと思います。片浦小学校では夏休み期間中でもサマースクール等、子供達の活動があると思いますが、学校との行事調整段階で、学校から配慮して欲しい点など、要望等はありませんか。

青少年課長…片浦小学校に会場を御依頼する際には、校長先生とお話をさせていただき、夏休みですので、放課後子ども教室や、地域の方々が御利用ということもございますので、配慮いただけるようお願いするとともに、地域の方々の活動についても、御迷惑にならないように配慮させていただいております。

森本委員…1の指導者養成研修事業で、青少年の指導者育成ということで研修をされるということですが、これを受けられて、指導者の方は具体的にどのような形で青少年に対しての育成や活動に関わっているのでしょうか。

青少年課長…おだわら自然楽校を受けていただいた方については、指導者としてのノウハウを学んでいただきますが、実践の場といたしましては、資料の4にございます「あれこれ体験 in 片浦」に指導者として参画いただくほか、各小学校で宿泊体験学習などを行っておりますので、指導者として関わっていただくようお願いしております。また、参加される方が地域の育成会の方であったり、市でお願いしている青少年育成推進員であったり、ジュニアリーダーやシニアリーダーであったりするので、御自分の青少年に関わる活動の中でも、指導者としてのノウハウを生かしていただいております。

森本委員…いつも定員でいっぱいになるのですか。

青少年課長…各回、定員を30名としておりますが、20名前後の御応募をいただいております。

(その他質疑・意見等なし)

以上で、青少年課が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(青少年課職員 退席)

(5) 報告事項(2) 小田原市社会教育委員会議提言書について (生涯学習課)
生涯学習課長…それでは、資料2に基づいて御説明申し上げます。
表紙をおめくりいただき、1ページを御覧ください。

「はじめに」でございますが、平成26年8月に小田原市教育委員会から「地域における学びの場のあり方について」の諮問を受け、平成28年7月の答申において、地域の中で人と人が寄り集まることができる「縁側のな場」や、さまざまな活動ができるような場を、学びの場として確保すること、学びの場の充実、永続性を目指していくためには、地域と学校との連携が必要であるということ、それから学びの場の充実、永続性を目指していくためには、地域と学校との連携が必要であるということ、連携をコーディネートする人材の育成が必要であることを答申の中に盛り込みました。場所の問題、ネットワークの問題、人材の問題、この3本を柱に答申をいたしました。

本提言におきましては、その中の連携、人材育成について検討した結果をまとめたものがございます。

1 ページ目の第1章が学校と地域の現状、2 ページ目が学校及び地域の課題ということで現状の分析をしておりますが、特に課題のところでございますが、

(1) の学校の課題といたしましては、2点挙げられております。一つは、地域と十分に向かい合うための時間的、人的なゆとりがないということ、いまだ従来どおりの地域が学校を支援するという一方向の協力が主になっているということ、二つ目は、学校では施設面、セキュリティ面等の問題から、学校内で地域住民が自由に活動できる空間を確保することは難しい状態であるということ、こういった課題が学校の課題として挙げられております。

3 ページを御覧ください。一方、地域の課題として、こちらも大きく2点ございます。コーディネーターの人材不足、それからボランティア、コーディネーターともに負担が大きくなっていること、この二つが地域の課題として挙げられております。

第3章でございますが、学校と地域の連携に必要なものとして、(1) から

(3) までございます。(1) は共通の目標といたしまして、子供の成長をお示ししております。(2) の関係性の構築といたしましては、大きく二つございまして、一つ目はお互いに顔の見える関係性、二つ目はお互いさまの関係が生まれる、対等な立場に立つ関係性、この2つが示されております。

4 ページからの第4章、学校と地域の連携のための人材育成につきましては、5 ページ目に「おわりに」という項目でまとめてございます。

6 ページを御覧ください。連携のための人材育成においては、顔の見える関係から生まれる、新たな人材との繋がり大切さと、そのように人と人の輪を広げていく仕組みを作ることの重要性、行政と地域が一体となって、人がつながり、いろいろな活動ができる場や機会を作ることが重要ということで締めくくっています。

こちらの提言につきましては、地域学校共同活動推進に関する社会教育法の改正の中で連携・協力体制の整備など、地域学校共同活動推進に関する規定が整

備されました。そういったイメージとも合致するものであり、このような提言
でまとめさせていただいた次第でございます。
説明は以上でございます。

(質 疑)

栢沼教育長…学校の課題、地域の課題は、ここに掲げられているとおりの現状があると思
います。

特に人材育成という点から、和田委員いかがでしょうか。

和田委員…全て読ませていただいて、正直申し上げて、少し物足りないように感じまし
た。学校と地域の連携を図っていくのに、どういう人材を育てるかというところ
が、もう少しインパクトのある提言があれば良かったと思います。

今、それぞれの場で生じる課題に対して、問題解決する力というものが、一番
問われていると思います。そういう点から、何のために人材育成していくのか
というところがもう少し強く提言されていると良いと感じました。

萩原委員…感想はいろいろありますが、課題とされるところは想像していたとおりで
います。コーディネーターの方の負担も本当に大きいと思いますし、子供のため
に活躍される地域の方には頭が下がります。そういった活動を持続してい
き、また、成長の一助になればという気持ちを持ち続けて、次の方にうまくバ
トタッチするというのは非常に難しいことで、各学校に何か良いアイディア
はないのかと思います。そういう人材を育成できたらいろいろな企業で採用し
たいのではないかと思います。

生涯学習課長…感想を含め、御意見をいただき、ありがとうございます。委員には色々な立場
の方がいらっしゃいますので、その方々の御意見をまとめ、このような形にな
りました。会議の中では、様々な立場の中で必要な人材、特にコーディネー
トというキーワードが出ておりました。いただいた御意見にもありましたが、課
題解決能力ということが小田原市で課題となっており、生涯学習課でも課題解
決能力の高い地域を作るということで、様々な取組をしております。この提言
に終わることなく、提言を踏まえ、皆さんの御意見を踏まえ、課題解決能力の
高い地域にするためにはどうすべきか、どういった人材を作るのかといったこ
とを引き続き取り組んでいきたいと考えております。

吉田委員…小田原市社会教育委員の名簿を見ますと、素晴らしい先生方が並んでいると思
いますが、その方々皆さんが、この提言書が、これが自分の意見だと納得され
ているのかお聞きします。

文化部管理監…この作業を行っていた際に生涯学習課長でございましたのでプロセスを御説明
いたします。第1章の課題につきましては、教育指導課や地域政策課の職員の

ヒアリングにより、こういった現状があるということを知り、そこから課題を抽出しております。その課題に基づいて、各委員から意見をいただき、それを整理し、こういう課題があるという項目立てをいたしました。その項目立てに基づき、委員にはいろいろな立場の方がいらっしゃいますので、同じことでも異なる角度から、こういう取り組み方があるのではないかと意見をいただいたものを事務局で文章化いたしました。委員の方からは、ここは自分の発言だけれど、こういう意味ではなかったなどの意見をいただき、2回ほど煮詰める作業を行いながら整えました。

吉田委員…和田委員が最初に御発言したように、物足りないというのは失礼ですが、この提言書を読んで、何か新しいことが始まるとは思えず、現状について感想を述べるということに留まっているように思います。私にこうしたら良いという意見がなくて申し訳ないですが、出来れば、提言書でしたら、この提言書を受けて、このようなことができるかなということや、こうしてみようということに繋がればもっと良いと感じました。

そういうことをすれば良いということは分かりますが、ではどうしたら良いかというところがないので、具体的にこうしますということではなく、こういう方向があるということや、他の地域ではこのように打開しているというようなことが、あまり見られないように感じました。内容的には納得ができるものです。

文化部管理監…御指摘ありがとうございます。やはり、先ほど御説明したような手順で整えているということがあり、どうしても総花的なものになりやすいかと思えます。もう一つ、作成する中で、学校で学校を守っている先生方の立場と、地域の方がその中に入っていこうとする、その体制をどう整えるかというところで、まだ乖離があるかと思えます。そこは、社会教育委員会議と教育委員会定例会や教育部と情報を密にやり取りして、踏み込んでいかないといけないという認識を持っています。この提言書の内容を踏まえ、前に進んでいかないといけないと思えます。

(その他質疑・意見等なし)

(6) 報告事項 (3) 給食費の口座引落しについて

(学校安全課)

学校安全課長…それでは私から報告をさせていただきます。資料3を御覧ください。

平成30年度から給食費の口座引落しを開始し、5月7日に第1回目の引落としとして、4・5月分の2か月分の引落としを行いました。なお、こちらの結果に、城南中と千代中は、それぞれ既に、以前から単独で口座引落しを実施しているため、含めておりません。

現状といたしまして、第1回目の引落とし、5月7日時点の状況ですが、対象者は12,885人、そのうち口座手続者は12,687人、その他は198人、そのうち口座未手続者が94人となっております。口座手続者のうち、納付済者は、11,235人、納付未済者は1,452人となっております。なお、その他の内訳としては、生活保護利用者、給食不要者、次月より口座引落としをする者、転出者等でございます。

また、4・5月分の調定額は1億1,351万7,328円、納付済額は1億49万2,028円、納付未済額は1,302万5,300円、納付率は88.53%でございます。なお、この集計は、口座手続者のみの集計となっております。

続きまして、今後の対応についてですが、口座未手続者94名への対応についてですが、5月9日に4・5月分の納付及び口座手続勧奨の通知を発送いたしました。

また、先週は、昼夜にかけ電話連絡により、納付及び口座の手続きを促しております。電話連絡の繋がらなかった方には、月末の休日に自宅訪問を行います。

次に、4・5月分1回目の口座引落としができなかった方、1,452人への対応として、まず、5月11日に引落とし不能通知を発送いたしました。

そして、昨日、5月21日が第2回目の引落とし日となり、1回目で引落とし不能であった方の引落としを行いました。ここで納付がなかった方に対して、今月末に通知の発送、電話連絡もしくは自宅訪問を行います。

そして、6月5日、20日の6月分の給食費の引落日に、4・5月分を加えて引落します。以降、未納が解消するまで同様の対応を繰り返します。

このように、未納を減らすため、今後も納付通知の発送や電話連絡、また、自宅訪問等により積極的に未納対策をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

(質 疑)

萩原委員…口座の引落とし未手続者198人の原因についてはどのようなものがあると思われますか。

学校安全課長…資料の現状の欄198人の方だと思いますが、未手続者はそのうち94人であり、それを除いた数はその他の内訳として示した方々となります。未手続の方々には電話連絡や自宅訪問をさせていただいておりますが、連絡がつかない方も含まれておりますので、はっきりとした理由は、全ては把握できておりませんが、傾向としては、電話連絡をしても、はぐらかされてしまうような方も

いらっしゃるので、丁寧に説明する必要がある方や丁寧に対応する方であると認識しています。粘り強く対応し、御理解をいただき、手続きを行っていただくことが大切であると考えています。

栢沼教育長…今後、手続きや未納の解消まで骨の折れる仕事ですが、よろしく申し上げます。

(その他質疑・意見等なし)

(7) 報告事項 (4) 学校閉庁日の実施について

(教育総務課)

教育総務課長…それでは、私から説明いたします。夏季休業中の学校閉庁につきましては、本市では今年初めて実施いたしますが、概要がまとまってまいりましたので御報告いたします。

最初に、「1 趣旨」につきましては、教職員の日常業務の多忙化の緩和と夏季休業中の休暇取得促進の環境づくりのため、日直を置かず、対外的な業務を行わない日である学校閉庁日を設けるものでございます。

次に、「2 期間」につきましては、毎年、8月13日、14日、15日の3日間とするもので、この間に土曜日・日曜日が含まれる場合は振替日を設けるものでございます。

次に、「3 対象」につきましては、全ての市立小学校、中学校、幼稚園で、小学校に併設する3つの共同調理場を含むことといたしております。

次に、「4 閉庁期間中の対応」につきましては、まず、「(1) 教育活動」につきましては、市主催の研修や出張は行わず、各学校・園においても、部活動を含め原則としてすべての教育活動を行わないことといたします。次に、

「(2) 転校等各種手続き」につきましては、学校での手続きは行わないことといたします。次に、「(3) 学校開放」につきましては、原則として、現状の土曜日・日曜日の対応と同様に開放することといたします。次に、「(4) 放課後児童クラブ及び片浦小学校の放課後子ども教室」につきましては、通常どおり実施いたします。なお、片浦小学校以外の放課後子ども教室につきましては、元々夏休み中は実施いたしておりません。

次に、「5 実施方法」でございますが、はじめに、教職員の服務につきましては、休暇については夏季休暇又は年次有給休暇といたします。趣旨に沿って教職員はできる限り休暇を取得し、心身のリフレッシュを図っていただきたいと考えております。次に、学校閉庁期間中の緊急連絡につきましては、教育委員会が対応し、必要に応じて校長と連絡をとることといたします。

最後に、「6 周知方法」でございますが、児童・生徒の保護者あて通知、全戸回覧、学校入口等への掲示、広報おだわら7月1日号、ホームページ、各関係機関等への個別連絡などにより周知を図ることといたしております。

なお、今後、さらに関係者等との調整の中で、ただいま御説明した内容に修正が加わることもあろうかと思いますが、御承知おきください。
以上で説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

和田委員…教員の多忙化を解消するという目的で、安心して休める日を作るということだと思いますが、これで十分なのか、それとも、まず一步として進めるということなのでしょう。

教育総務課長…文部科学省も働き方改革の具体例として様々なものを例示しておりますが、これは第一歩と考えております。

吉田委員…とても良いことだと思います。学校が閉まっていれば、安心して休むことができ、先生方がリフレッシュできると思います。毎年8月13日、14日、15日というのは、お盆の時期はやはりお休みしやすい時期だということで設定されているのでしょうか。

教育総務課長…1番お休みをしたいニーズが高い時期であろうということで設定しております。他市の事例でもこのあたりを選んでいところが多いということもあり、選択しております。

吉田委員…分かりました。この時期はどこに行っても混雑していますし、普段よりもお金を使いますので、先生方の家族サービスも大変だなと思いました。

森本委員…この学校閉庁日の3日間については、学校にはどなたも来られないということでしょうか。この3日間に不審者の侵入などの可能性もあるかと思われませんが、見回り等は行われるのでしょうか。

教育総務課長…原則として、職員は不在となりますが、職務都合で、どうしても出勤する必要がある方がいらっしゃる場合もあるかと思えます。しかし、全く職員がいない日は年末年始も同様の状態がありますので、警備等については、それに準じて行い、閉庁日になることは警備等を委託している業者にもあらかじめ連絡いたします。

栢沼教育長…初めての試みですので、特に自治会等、各方面への周知については、大事な点ですので、今後、校長会とも連絡を取りながら、スムーズに運用できるようにしていく必要があると考えています。

(質疑・意見等なし)

(8) 日程第1 議案第21号 小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて

(図書館)

図書館長…それでは、私から説明を申し上げます。図書館協議会は、図書館法の規定に基づき設置されており、協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とするとされております。また、同法の規定により図書館協議会委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命するとされております。

図書館協議会では、今期の学校教育の関係者として、小田原市学校図書館協議会会長であった松下校長を任命しておりましたが、小田原市学校図書館協議会会長の交代に伴いまして、本人から辞退の申し出がありましたので一部任命替えを提案させていただいたものでございます。

この度の候補者である、石井智之氏は、小田原市立矢作小学校の校長であるとともに、松下前委員の後任として小田原市学校図書館協議会の会長を務められております。

なお、図書館協議会委員の任期につきましては、小田原市図書館条例の規定により、2年と定められておりますが、石井氏の任期は前任者の残任期間である本年9月30日までとなります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定いたしました。

(9) 日程第2 議案第22号 小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則について

日程第3 議案第23号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

日程第4 議案第24号 小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

教育総務課長…それでは、御説明いたします。

最初に議案第22号小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則につきましては、議案書3ページ目の議案説明資料を御覧ください。

はじめに、改正理由につきましては、小田原市文書管理規程が改正されたことに伴い、学校文書においても同様の取扱いとするため、改正するものです。

内容につきましては、第19条で定めております文書の施行の確認のための原議と契印する手続を廃止するものでございます。

引き続きまして、議案第23号学校教育法施行細則の一部を改正する規則及び議案第24号小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきましては、ただ今の契印する手続の廃止に伴い、それぞれ卒業証書及び修了証書の様式から契印を押印する箇所を示す「割印」という表示を削除するものです。

以上の3件の議案につきましては、いずれも平成30年6月1日から適用するものでございます。

なお、これらの規則改正に当たりましては、市長部局の規程の改廃に伴い当然必要となる規定の整備であるため、パブリックコメントは実施しておりません。

以上で議案第22号から議案第24号までの説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により議案第22号、議案第23号、議案第24号については原案のとおり可決確定いたしました。

栢沼教育長…それでは、先ほど非公開とすることにいたしました案件以外の議題は終了いたしましたので、非公開とすることにいたしました案件を議題といたします。非公開とする前に、委員、又は事務局からその他何かありますか。

(特になし)

栢沼教育長…ないようですので、非公開といたします。関係者以外の方は、御退席ください。

(関係者以外退席)

(10) 日程第5 議案第25号 小田原市役所支所設置条例を廃止する等の条例に関する
意見の申出について【非公開】(生涯学習課・図書館)

(11) 日程第6 議案第26号 平成30年6月補正予算に関する意見の申出について
【非公開】
(教育部・文化部)

7 教育長閉会宣言

平成30年6月26日

教 育 長

署名委員（和田委員）

署名委員（萩原委員）